

素案（案）における作成経緯について

1. 全体に係ることについて

前回（第2回）のこども・子育て会議で各委員から頂いた意見を踏まえ、素案（案）を作成しました。また作成にあたり、「こども基本法」、「こども大綱」や「淡海子ども・若者プラン」を勘案しました。

2. 計画の名称について

計画の対象等を明確にする観点から、名称案を「近江八幡市こども・若者・子育て応援計画」としました。

■前回の会議で提示した計画名称案と主な意見

計画名称案：計画名称は「近江八幡市こども計画」とし、サブタイトル等で、「若者」も計画の対象であることを明記し、当事者に届くようにしたい。

主な意見：○計画名称に「若者」を入れた方がより対象者に届くのではないか。

○「子育て世帯」についても対象であるので、計画名称に入れてはどうか。

○当事者であるこども・若者等が、自分たちのことを応援されていることが感じられる計画である必要がある。

3. 計画における「こども」、「若者」の考え方について（第1章）

計画における「こども」、「若者」の用語について、「こども基本法」や「こども大綱」の考え方に基づき、以下のとおり整理し、計画内の第1章「4. 計画における「こども」、「若者」の考え方について」で掲載しました。

「こども」・心身の発達過程にある者（こども基本法第2条）

・若者も含む

・法令根拠のある用語、既存の事業や組織の名称等の固有名詞等を用いる場合を除き、基本的に「こども」を用いる

「子ども」・法令根拠のある用語、既存の事業や組織の名称等の固有名詞等にのみ用いる

「若者」・思春期（中学生年代から概ね18歳まで）、青年期（概ね18歳以降から概ね30歳未満。施策によってはポスト青年期の者も対象とする）の範囲を含むことを明確にする場合に用いる

■前回の会議の主な意見

主な意見：○「こども」、「若者」の定義は、人によって異なるのではないか。

○「こども」という単語から、対象が青年期（ポスト青年期）までを含むことを認識できる人がどれだけいるのか。

○「こども」と「子ども」の違いは何なのか。

○「こども大綱」ではこども・若者と併記し、対象をわかりやすく示している。

4. 第2章について

「1. 統計データでみえる近江八幡市」について、第三期子ども・子育て支援事業計画に掲載した統計データの内容に、子ども・若者計画に掲載された不登校児童生徒数、子ども・若者相談窓口の相談実績データを加えるとともに、データの更新が可能な項目について、内容を更新しました。

「2. アンケート調査結果からみえる近江八幡市」については、令和5年度下半期に実施した調査結果内容を第三期子ども・子育て支援事業計画から再掲します。

「3. これまでの主な取組の進捗状況」についても同様に第三期子ども・子育て支援事業計画から再掲します。

5. 計画の基本理念について（第3章）

こども・若者とともにもちを築くことを実現するため、「まちを共につくろう！」と当初案に「共に」の言葉を加えて、以下のとおりとしました。また理念を構成するそれぞれの言葉に込めた考えを具体的に説明する内容を掲載しました。

【基本理念】

**こども・若者は地域の宝であり社会の一員、すべてのこども・若者が
自分らしく健やかに成長し活躍できるまちを共につくろう！**

■前回の会議で提示した基本理念案と主な意見

基本理念案：子ども・若者は地域の宝であり社会の一員、すべての子ども・若者が自分らしく健やかに成長・活躍できるまちをつくろう

主な意見：○「子ども」は「こども」に統一してはどうか。

○「まちをともにつくろう」と「共に」を加えてはどうか。

こども・若者が権利の主体として認められ、こども・若者と大人がともにまちをつくっていくということが理念で明確に示せるのではないか。

6. 計画の基本目標について（第3章）

基本理念を達成するため、6つの基本目標を設定し、それぞれの目標について、こども大綱等を勘案した施策の取組方針を示しました。なお継続性を保ちながら、着実に子ども・若者・子育て施策を推進するため、基本目標は原則「第三期近江八幡市子ども・子育て支援事業計画」のものを踏襲しました（踏襲した基本目標は、語尾を一部変更しました）。

前回の会議で基本目標案5として示した「こどもを貧困や児童虐待から守る」の内容に、「こども・若者の権利の周知」及び「こども・若者の意見反映の促進」に関する施策を追加し、基本目標1として、「こども・若者の権利が守られるまちづくり」を目標に設定しました。また基本目標案3として示した「地域社会全体でこどもを支援、安心して子育てができるまちをつくる」の内容に、こども・若者当事者の目線を追加し、基本目標4として、「地域社会全体で子育てを支援、こども・若者が様々な学びや遊びに出会えるまちづくり」を目標に設定しました。基本目標6については、「近江八幡市子ども・

若者計画」の基本目標から勘案した若者施策の目標として、「こども・若者の自立と社会参画に向けた支援体制づくり」を設定しました。

■前回の会議での主な意見

主な意見：○基本目標の示し方が親目線であるので、こども目線になる方がよいのではないか。

○こども・若者の権利について、特にこどもの意見表明権などを目標に位置付けるとよいのではないか。こどもが権利主体であることが明確に見える計画になるとよいと思う。

○基本理念がまちづくりであることを意識し、「こんなまちをつくろう」といった観点から基本目標を整理した方が統一感はあると思う。

○こどもが地域に貢献できたり、その中で成長できるようなものが目標としてあがると良いと思う。

7. 施策の展開について（第4章）

施策、主な事業・取組の追加や施策名称の変更を行いました。主な変更は以下のとおりです。

【施策の追加】

- ・基本目標1の(1)「こども・若者の権利の周知」【子育て政策課】
- ・基本目標1の(2)「こども・若者の意見反映の促進」【子育て政策課】【関係課】

【施策名称の変更】

- ・基本目標2の(5) 変更前「プレコンセプションケアの充実」
変更後「性や健康に関する正しい知識の普及」
- ・基本目標4の(3) 変更前「良好な居住環境の確保」
変更後「多様な遊びや体験の機会の確保」
- ・基本目標4の(7) 変更前「非行防止活動等の推進」
変更後「非行防止活動及び立ち直り支援の推進」

【主な事業・取組の追加】

- ・基本目標2の(1) ④多胎児家庭育児支援事業 追加
- ・基本目標3の(8) ②乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度） 指標設定

【その他】

- ・基本目標3の(8)「多様な保育ニーズへの対応」の「目標・方向性」の表現を修正し、「多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化」することを強調し、新たに「保護者の孤立感、不安感等の解消」を図ることを記載しました。

- ・基本目標4の(6) ②「こども・若者の居場所づくりの検討」の内容を一部修正しています。

(修正前) オープンな居場所づくりについて検討します。

(修正後) ニーズに応じた居場所づくりについて、こども・若者の意見を聞きながら検討します。

- ・基本目標6の(6) ②「就労支援・起業支援の推進」の目標・方向性に障がい者理解に

関する内容を記載しました。

■前回の会議での主な意見

主な意見：○こども・若者の権利について、特にこどもの意見表明権などを目標に位置付けるというのではないか。

○「良好な居住環境の確保」で示されている具体的な主要事業をこども主体で考え、「こどもの多様な遊びや学びの機会を保障する」という視点で施策としてあげたらよいのでは思う。

○多胎児家庭に寄り添った施策を入れていただけないか。育児の不安などを感じている多胎児家庭がつながるような取り組みがあるといいと思う。

○障がい者理解の促進に向けては、具体的に計画や事業に入れるべきではないかと考える。

○「非行防止活動等の推進」について、あすくる HAR は「青少年立ち直り支援センター」であるため、施策名に立ち直り支援を追加し、「非行防止活動及び立ち直り支援の推進」等にしていただきたい。

○園所に入らず、働かずに家でこどもをみている保護者も多くいる。孤立しやすい方々も含めて、「多様な保育ニーズへの対応」として計画に入れた方が、計画がすべてのこどもたちを対象にしていることがより明確になると良いと思う。

○「プレコンセプションケアの充実」という施策と、主な事業として掲載のある「小・中学校における男女の性や妊娠等の学習の事業」との内容が一致していない。「SRHR（性と生殖に関する健康と権利）」や身体の自己決定権について十分な理解の段階にない小学生・中学生を対象にプレコンセプションケアを行うように認識されると、出産の奨励・誘導と捉えられる可能性があり、注意が必要だと考える。（※庁内からの意見）

8. 第5章について

第三期子ども・子育て支援事業計画から再掲します。

9. 第6章について

第三期子ども・子育て支援事業計画の内容を踏襲し、一部内容を更新しました。

10. 資料集について

第三期子ども・子育て支援事業計画の内容を踏襲し、1～3の内容を更新しました。